

介護職員等処遇改善加算

福祉・介護職員等処遇改善加算について

【算定区分】

介護保険サービス：介護職員等処遇改善加算

障害福祉サービス：福祉・介護職員等処遇改善加算

【サービス種目】

介護保険サービス：訪問介護・介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
(介護予防) 特定施設入居者生活介護

障害福祉サービス：居宅介護・重度訪問介護

【賃金改善の具体的な取り組み】

- ①常勤職員及び非常勤職員共に、経験年数及び資格保有者、能力の評価により処遇改善手当として、時給あたり平均210円支給し、及び勤続手当、諸手当を対象者へ支給。
- ②夜勤業務に携わる職員に対して、1回当たり夜勤手当として1000円～2000円支給。
- ③早出業務に携わる職員に対して、1回当たり早出手当として100円支給。
- ④残り加算算定額は一時金として対象職員に対し、7月と12月と3月に分けて按分支給する。

【キャリアパス要件】

(キャリアパス要件Ⅰ)

イ：介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ：イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ：イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

(キャリアパス要件Ⅱ)

イ：介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

資格取得のため、シフト調整・受講料の援助等を実施している。

ロ：イについて、全ての介護職員に周知している。

(キャリアパス要件Ⅲ)

イ：介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組みを設けている。

①経験に応じて昇給する仕組み ②資格等に応じて昇給する仕組み

③一定基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

ロ：イについて、全ての介護職員に周知している。

【職場環境等要件】

(入職促進に向けた取組)

・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。

(資質の向上やキャリアアップに向けた支援)

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。

(両立支援・多様な働き方の推進)

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。

(腰痛を含む心身の健康管理)

・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備。

(生産性向上のための業務改善の取組)

・5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備。

(やりがい・働きがいの醸成)

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。

【見える化要件】

・介護サービス情報公表システムや自社のホームページへの掲載を実施する。